新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新高知県青少年保護育成条例（抜粋） | 旧高知県青少年保護育成条例（抜粋） |
| （目的） | （目的） |
| 第１条　この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 第１条　この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| （定義） | （定義） |
| 第７条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第７条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| (１)　青少年　18歳未満の者をいう。 | (１)　青少年　18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。 |
| (２)～(７)　略 | (２)～(７)　略 |

新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（抜粋） | 旧高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（抜粋） |
| （目的） | （目的） |
| 第１条　この条例は、青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、又は誘発する行為を禁止するとともに、必要な規制を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。 | 第１条　この条例は、青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、又は誘発する行為を禁止するとともに、必要な規制を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。 |
| （定義） | （定義） |
| 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| (１)　青少年　６歳以上18歳未満の者をいう。 | (１)　青少年　６歳以上18歳未満の者（配偶者のある女子を除く。）をいう。 |
| (２)・(３)　略 | (２)・(３)　略 |